

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文（抜粋）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者）</p> <p>第三十六条の七の二 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める者は、社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次条から第三十六条の十までにおいて同じ。）以外の者で児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の認可を得たものとする。</p> <p>（法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等）</p> <p>第三十六条の八 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者で児童福祉法第三十五条第四項の規定による認可を得たもの</p> <p>2 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。</p> <p>一 社会福祉法人</p> <p>及び前項第一号に掲げ</p>	<p>（法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者等）</p> <p>第三十六条の八 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者で児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を得たもの</p> <p>2 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。</p> <p>一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第三十六条の十まで及び第三十六条の十二において同じ。）及び前項第一号に掲げ</p>

る者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八條に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する不動産

二及び三 略

(法第七十三条の四第一項第四号の四の政令で定める者)

第三十六条の八の二 法第七十三条の四第一項第四号の四に規定する政令で定める者は、学校法人及び社会福祉法人以外の者で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項若しくは第三項の認定又は同法第十七条第一項の設置の認可を受けたものとする。

(略)

(法第七十三条の四第一項第四号の八の政令で定める者等)

第三十六条の十 法第七十三条の四第一項第四号の八に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 四 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の八に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 五 略

る者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八條に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設の用に供する不動産

二及び三 略

(略)

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等)

第三十六条の十 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 四 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 五 略

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇九 (略)

十 第三十六条の七の次に一条を加える改正規定、第三十六条の八の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十六条の九の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十六条の十及び第三十六条の十一の改正規定、第三十六条の十二を削る改正規定、第四十九条の十一の

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業
及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

次に一条を加える改正規定、第四十九条の十二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十九条の十三から第四十九条の十六までの改正規定並びに第五十六条の二十六の三から第五十六条の二十六の五までの改正規定並びに附則第四条第一項、第六条第二項及び第七条の規定子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 新令第三十六条の十第二項第六号の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2
（略）